

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関し、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	118

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」90百万円、「退職慰労金」27百万円となっております。
「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第4号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、上記1.対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

資料編

CONTENTS

財務諸表

貸借対照表	37
損益計算書	38
剰余金処分計算書	38
貸借対照表の注記	39
会計監査人の監査	40
財務諸表の適正性および作成に係る 内部監査の有効性の確認	40

経営指標

業務粗利益	41
業務純益	41
資金運用収支の内訳	41
利鞘	41
利益率	41
受取・支払利息の分析	41

預金指標

預金積金および譲渡性預金平均残高	42
定期預金残高	42

貸出金指標

貸出金平均残高	42
貸出金残高	42
貸出金の担保別内訳	42
債務保証見返の担保別内訳	42
貸出金使途別残高	42
貸出金業種別内訳	43
預貸率	43
貸出金償却	43
貸倒引当金内訳	43

有価証券等指標

有価証券平均残高	43
商品有価証券種類別平均残高	43
預証率	43
有価証券の時価情報	44
売買目的有価証券	44
金銭の信託	44
デリバティブ取引 (第102条第1項第5号に掲げる取引)	44

信用金庫法開示債権／金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	45
---	----

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

■資産の部

科目	第99期 (令和3年3月期)	第100期 (令和4年3月期)
現金	1,417	1,289
預け金	22,241	20,366
有価証券	55,338	54,298
国債	6,164	6,003
地方債	27,000	24,091
社債	16,211	16,396
株式	90	3
その他の証券	5,870	7,804
貸出金	84,583	88,861
割引手形	484	461
手形貸付	9,631	10,273
証書貸付	71,586	74,688
当座貸越	2,880	3,437
その他資産	714	714
未決済為替貸	14	15
信金中金出資金	514	514
未収収益	156	152
その他の資産	28	31
有形固定資産	899	903
建物	441	441
土地	324	324
その他の有形固定資産	133	137
無形固定資産	35	32
ソフトウェア	30	28
その他の無形固定資産	4	4
前払年金費用	356	380
債務保証見返	156	105
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 1,422 (△ 1,220)	△ 1,114 (△ 892)
資産の部 合計	164,321	165,838

■負債の部

科目	第99期 (令和3年3月期)	第100期 (令和4年3月期)
預金積金	147,778	150,131
当座預金	3,540	3,788
普通預金	51,152	51,897
貯蓄預金	1,327	1,354
通知預金	1,646	1,631
定期預金	83,886	85,998
定期積金	5,398	4,704
その他の預金	826	756
譲渡性預金	3,000	3,000
その他負債	347	285
未決済為替借	15	18
未払費用	129	148
給付補填備金	3	1
未払法人税等	119	9
前受収益	55	60
払戻未済金	0	0
その他の負債	23	46
賞与引当金	37	36
役員退職慰労引当金	169	184
睡眠預金払戻損失引当金	6	6
偶発損失引当金	36	35
繰延税金負債	400	109
債務保証	156	105
負債の部 合計	151,932	153,896

■純資産の部

科目	第99期 (令和3年3月期)	第100期 (令和4年3月期)
出資金	359	360
普通出資金	359	360
利益剰余金	10,910	11,245
利益準備金	357	359
その他利益剰余金	10,553	10,886
特別積立金	10,250	10,500
当期末処分剰余金	303	386
会員勘定合計	11,269	11,606
その他有価証券評価差額金	1,119	335
純資産の部 合計	12,389	11,942
負債及び純資産の部 合計	164,321	165,838

※貸借対照表の注記については、39～40ページに記載しております。

損益計算書

(単位:千円)

科目	第99期 (令和3年3月期)	第100期 (令和4年3月期)
経常収益	2,161,401	2,181,272
資金運用収益	1,883,163	1,962,423
貸出金利息	1,348,332	1,434,449
預け金利息	24,644	18,928
有価証券利息配当金	497,442	496,301
その他の受入利息	12,744	12,744
役務取引等収益	166,435	143,841
受入為替手数料	72,582	58,012
その他の役務収益	93,853	85,828
その他業務収益	104,991	64,849
外国為替売買益	67	442
国債等債券売却益	98,408	63,207
その他の業務収益	6,515	1,198
その他経常収益	6,810	10,158
株式等売却益	3,558	8,577
その他の経常収益	3,251	1,581
経常費用	1,764,209	1,823,484
資金調達費用	78,343	66,882
預金利息	72,523	62,830
給付補填備金繰入額	1,262	693
譲渡性預金利息	4,556	3,358
役務取引等費用	100,146	98,049
支払為替手数料	20,709	16,167
その他の役務費用	79,437	81,882

科目	第99期 (令和3年3月期)	第100期 (令和4年3月期)
その他業務費用	552	6,083
国債等債券償還損	—	5,450
その他の業務費用	552	633
経費	1,486,929	1,518,338
人件費	931,217	937,988
物件費	533,767	525,024
税金	21,944	55,324
その他経常費用	98,238	134,130
貸倒引当金繰入額	60,712	39,107
株式等売却損	31,958	4,824
その他資産償却	—	136
その他の経常費用	5,568	90,062
経常利益	397,191	357,788
特別損失	36	3,098
固定資産処分損	36	3,098
税引前当期純利益	397,155	354,689
法人税、住民税及び事業税	123,488	15,492
過年度法人税等戻入額	—	△ 18,531
法人税等調整額	904	8,012
法人税等合計	124,393	4,973
当期純利益	272,761	349,715
繰越金(当期首残高)	30,618	36,945
当期末処分剰余金	303,379	386,661

損益計算書の注記

- (1)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
(2)出資1口当たり当期純利益金額 48円56銭
(3)収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	第99期 (令和3年3月期)	第100期 (令和4年3月期)
当期末処分剰余金	303,379,763	386,661,357
剰余金処分額	266,434,175	319,633,939
利益準備金	2,120,000	1,650,000
普通出資に対する配当金 (配当率)	14,314,175 (年4.0%)	17,983,939 (年5.0%)
特別積立金	250,000,000	300,000,000
繰越金(当期末残高)	36,945,588	67,027,418

財務諸表

貸借対照表の注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 3年~39年 |
| その他 | 2年~50年 |
- (4) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- (6) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (7) 役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の国内為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。
- 為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- (8) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産・特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は451百万円です。
- (9) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当該年度に帰属する額を計上しております。
- (10) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準による計上しております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異
- | |
|--|
| 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生する翌事業年度から費用処理しております。 |
|--|
- (11) 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に对应する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,732,930百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,817,887百万円 |
| 差引額 | △84,957百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の拠出割合
- | | |
|-------------|---------|
| 令和3年3月31日現在 | 0.1189% |
|-------------|---------|
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間別19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金22百万円を処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- (12) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (13) 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- (14) 債務損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- (15) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (16) 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 1,114百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として(8)に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (17) 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額1,005百万円。
- (18) 有形固定資産の減価償却累計額2,340百万円。
- (19) 有形固定資産の圧縮記録額5百万円。
- (20) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛、納事務機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- (21) 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとお

りであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質借借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	376百万円
危険債権額	3,890百万円
三月以上延滞債権額	10百万円
貸出条件緩和債権額	237百万円
合計額	4,514百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(22) 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は461百万円です。

(23) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	100百万円
有価証券	100百万円
預け金	10百万円
担保債権に対応する債務	
預金	1,352百万円

上記のほか、為替決済保証金として預け金4,000百万円、公金収納事務取扱の担保としてその他の資産0百万円を差入れております。

(24) 出資1口当たりの純資産額 1,654円13銭

(25) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規程、貸出金管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部審査課、管理課により行われ、また、定期的な経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部資金証券課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

(ii) 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営管理部リスク統括課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、経営管理部資金証券課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

経営管理部資金証券課で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営管理部資金証券課、リスク統括課を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積立」、「譲渡性預金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条」1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成26年度金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指値金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価が5,333百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他

のリスク変動との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(Ⅲ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

(26) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	20,366	20,387	20
(2) 有価証券	54,291	54,422	130
満期保有目的の債券	9,534	9,665	130
その他有価証券	44,757	44,757	-
(3) 貸出金(*1)	88,861		
貸倒引当金(*2)	△1,114		
	87,746	89,497	1,751
金融資産計	162,404	164,307	1,902
(1) 預金積金(*1)	150,131	150,330	199
(2) 譲渡性預金(*1)	3,000	3,002	2
金融負債計	153,131	153,333	201

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、譲渡性預金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(27)から(29)に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた時価

金融負債

(1) 預金積金、譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金、譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	3
組合出資金(*3)	4
合 計	7

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式についての減損処理は行っておりません。

(*3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(27) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下(29)まで同様であります。

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
満期保有目的の債券	国 債	3,400	3,432	32
	地 方 債	4,599	4,795	195
	社 債	296	299	2
	そ の 他	-	-	-
	小 計	8,296	8,526	230
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	社 債	37	37	△0
	そ の 他	1,200	1,100	△99
	小 計	1,237	1,138	△99
合 計		9,534	9,665	130

その他有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	23,744	22,357	1,386
	国 債	-	-	-
	地 方 債	13,197	12,346	851
	社 債	10,547	10,011	535
	そ の 他	418	408	9
小 計	24,162	22,766	1,396	

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	14,412	14,898	△486
	国 債	2,603	2,672	△68
	地 方 債	6,294	6,519	△225
	社 債	5,514	5,706	△192
	そ の 他	6,182	6,629	△446
小 計	20,594	21,527	△933	
合 計		44,757	44,294	463

(28) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	101	-	3
債 券	5,188	63	-
国 債	1,303	2	-
地 方 債	2,468	50	-
社 債	1,416	9	-
そ の 他	576	8	5
合 計	5,865	71	9

(29) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、①期末日における時価の下落率が取得原価に比べ50%以上下落した場合、②期末日における時価の下落率が過去2年間にわたり取得原価に比べ30%以上50%未満である場合のいずれかが該当する場合としています。市場価格のない株式は、1株当りの純資産額が取得原価に比べ50%以上下落した場合は時価下落相当額を帳簿価額より減損処理し貸借対照表計上額としております。

なお、当事業年度において減損処理は行っていません。

(30) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで貸付金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,619百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,642百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(31) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	260百万円
偶発損失引当金	9百万円
役員退職慰労引当金	50百万円
減価償却費	12百万円
賞与引当金	10百万円
その他	10百万円
繰延税金資産小計	353百万円
評価性引当額	△335百万円
繰延税金資産合計	17百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差益	127百万円
繰延税金負債合計	127百万円
繰延税金負債の純額	109百万円

(32) 当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 3百万円

(33) 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

(34) 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

会計監査人の監査

令和3年3月期および令和4年3月期の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人銀河の監査を受けております。

財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性の確認

令和3年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和4年6月17日

日高信用金庫 理事長 大沼 孝司

経営指標

■ 業務粗利益

(単位:千円、%)

	令和3年3月期	令和4年3月期
資金運用収支	1,804,820	1,895,540
資金運用収益	1,883,163	1,962,423
資金調達費用	78,343	66,882
役務取引等収支	66,289	45,791
役務取引等収益	166,435	143,841
役務取引等費用	100,146	98,049
その他の業務収支	104,439	58,766
その他業務収益	104,991	64,849
その他業務費用	552	6,083
業務粗利益	1,975,549	2,000,098
業務粗利益率	1.305	1.234

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

■ 業務純益

(単位:千円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
業務純益	494,952	490,509
実質業務純益	517,251	509,797
コア業務純益	418,842	452,039
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	418,842	452,039

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

■ 資金運用収支の内訳

(単位:平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

	平均残高		利息		利回り	
	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
資金運用勘定	151,378	161,951	1,883,163	1,962,423	1.24	1.21
うち貸出金	75,528	82,663	1,348,332	1,434,449	1.78	1.73
うち預け金	21,664	25,209	24,644	18,928	0.11	0.07
うち有価証券	53,669	53,563	497,442	496,301	0.92	0.92
資金調達勘定	141,231	151,297	78,343	66,882	0.05	0.04
うち預金積金	137,234	148,297	73,786	63,524	0.05	0.04
うち譲渡性預金	3,997	3,000	4,556	3,358	0.11	0.11

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和3年3月期74百万円、令和4年3月期69百万円)を控除して表示しております。

■ 利鞘

(単位:%)

	令和3年3月期	令和4年3月期
資金運用利回	1.24	1.21
資金調達原価率	1.08	1.02
総資金利鞘	0.15	0.18

■ 利益率

(単位:%)

	令和3年3月期	令和4年3月期
総資産経常利益率	0.26	0.21
総資産当期純利益率	0.17	0.21

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 受取・支払利息の分析

(単位:千円)

	令和3年3月期			令和4年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	203,373	△125,540	77,833	125,257	△45,996	79,260
うち貸出金	192,778	△93,843	98,934	123,881	△37,764	86,117
うち預け金	△290	△4,394	△4,684	2,516	△8,232	△5,716
うち有価証券	10,885	△27,302	△16,416	△1,140	-	△1,140
支払利息	6,741	△6,949	△207	3,715	△15,175	△11,460
うち預金積金	6,712	△7,549	△836	4,833	△15,095	△10,261
うち譲渡性預金	29	600	629	△1,118	△79	△1,198

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しております。

預金指標／貸出金指標

■ 預金積金および譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
流動性預金	50,762	57,557
うち、有利息預金	44,333	48,253
定期性預金	86,150	90,397
うち、固定金利定期預金	80,636	85,434
うち、変動金利定期預金	8	6
その他	321	343
計	137,234	148,297
譲渡性預金	3,997	3,000
合計	141,231	151,297

(注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2.定期性預金=定期預金+定期積金
固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期預金

■ 定期預金残高 (単位:百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
定期預金	83,886	85,998
固定金利定期預金	83,880	85,992
変動金利定期預金	6	6

■ 貸出金平均残高 (単位:百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
手形貸付	8,631	7,273
証書貸付	64,246	73,116
当座貸越	2,251	1,941
割引手形	399	332
合計	75,528	82,663

■ 貸出金残高 (単位:百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
貸出金	84,583	88,861
変動金利	35,649	39,450
固定金利	48,933	49,410

■ 貸出金の担保別内訳 (単位:百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
当金庫預金積金	1,150	1,026
有価証券	—	—
動産	140	286
不動産	28,749	32,220
その他	—	47
計	30,040	33,580
信用保証協会・信用保険	13,823	13,566
保証	8,953	8,723
信用	31,765	32,990
合計	84,583	88,861

■ 債務保証見返の担保別内訳 (単位:百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
当金庫預金積金	83	40
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	47	53
その他	—	—
計	130	94
信用保証協会・信用保険	0	0
保証	26	11
信用	—	—
合計	156	105

■ 貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	54,480	64.41	58,914	66.30
運転資金	30,102	35.59	29,946	33.70
合計	84,583	100.00	88,861	100.00

貸出金指標／有価証券等指標

■ 貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

	令和3年3月期			令和4年3月期		
	貸出先	貸出金残高	構成比	貸出先	貸出金残高	構成比
製造業	63	4,991	5.90	59	4,842	5.44
農業、林業	59	2,118	2.50	62	3,706	4.17
漁業	14	136	0.16	16	90	0.10
鉱業、採石業、砂利採取業	3	528	0.62	2	456	0.51
建設業	125	6,772	8.00	125	6,704	7.54
電気・ガス・熱供給・水道業	13	599	0.70	13	731	0.82
情報通信業	6	80	0.09	7	78	0.08
運輸業、郵便業	18	565	0.66	18	510	0.57
卸売業、小売業	161	4,817	5.69	163	4,500	5.06
金融業、保険業	9	1,405	1.66	8	1,308	1.47
不動産業	301	35,290	41.72	314	38,186	42.97
物品賃貸業	9	1,169	1.38	9	1,347	1.51
学術研究、専門・技術サービス業	21	607	0.71	21	547	0.61
宿泊業	17	465	0.54	16	428	0.48
飲食業	73	552	0.65	75	544	0.61
生活関連サービス業、娯楽業	39	989	1.16	47	882	0.99
教育、学習支援業	6	39	0.04	5	659	0.74
医療、福祉	34	1,332	1.57	43	1,333	1.50
その他のサービス	64	1,853	2.19	67	1,796	2.02
小計	1,035	64,316	76.03	1,070	68,654	77.25
地方公共団体	8	10,576	12.50	8	9,759	10.98
個人	2,649	9,689	11.45	2,596	10,446	11.75
合計	3,692	84,583	100.00	3,674	88,861	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 預貸率

(単位:%)

	令和3年3月期	令和4年3月期
期末預貸率	56.09	58.02
期中平均預貸率	53.47	54.63

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■ 貸出金償却

(単位:百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
貸出金償却	-	-

■ 貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年3月期	179	202	-	179	202
	令和4年3月期	202	221	-	202	221
個別貸倒引当金	令和3年3月期	1,182	1,220	1	1,181	1,220
	令和4年3月期	1,220	892	347	872	892
合計	令和3年3月期	1,362	1,422	1	1,361	1,422
	令和4年3月期	1,422	1,114	347	1,075	1,114

■ 有価証券平均残高

(単位:百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
国債	6,668	5,439
地方債	25,351	25,270
社債	16,166	15,830
株式	225	79
投資信託	1,185	1,576
外国証券	3,900	5,223
その他の証券	171	144
合計	53,669	53,563

■ 商品有価証券種類別平均残高

該当するものではありません。

■ 預証率

(単位:%)

	令和3年3月期	令和4年3月期
期末預証率	36.70	35.45
期中平均預証率	38.00	35.40

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券等指標

■有価証券の時価情報

【満期保有目的の債券】

(単位:百万円)

	種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	4,600	4,671	70	3,400	3,432	32
	地方債	5,799	6,055	255	4,599	4,795	195
	社 債	479	484	5	296	299	2
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	10,879	11,210	331	8,296	8,526	230
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	111	111	△0	37	37	△0
	その他	1,200	1,140	△59	1,200	1,100	△99
	小 計	1,311	1,252	△59	1,237	1,138	△99
合 計	12,191	12,463	272	9,534	9,665	130	

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券です。
3.市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

【その他有価証券】

(単位:百万円)

	種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	29,554	27,765	1,789	23,744	22,357	1,386
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	16,972	15,850	1,121	13,197	12,346	851
	社 債	12,582	11,915	667	10,547	10,011	535
	その他	1,656	1,624	32	418	408	9
小 計	31,211	29,390	1,821	24,162	22,766	1,396	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	87	104	△17	—	—	—
	債 券	8,831	8,997	△166	14,412	14,898	△486
	国 債	1,564	1,599	△34	2,603	2,672	△68
	地方債	4,228	4,286	△57	6,294	6,519	△225
	社 債	3,037	3,112	△74	5,514	5,706	△192
	その他	3,008	3,100	△91	6,182	6,629	△446
小 計	11,926	12,202	△275	20,594	21,527	△933	
合 計	43,138	41,593	1,545	44,757	44,294	463	

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券、投資信託、その他の証券です。
3.市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

【市場価格のない株式等および組合出資金】

(単位:百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	3	3
組合出資金	5	4
合 計	8	7

■売買目的有価証券

該当するものではありません。

■金銭の信託

該当するものではありません。

■デリバティブ取引(第102条第1項第5号に掲げる取引)

該当するものではありません。

信用金庫法開示債権／金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

当金庫の令和4年3月末の「信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権」の総額は89,015百万円となり、「正常債権」84,500百万円を除いた不良債権額は4,514百万円となりました。

内、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」は、計画の通り回収処理を進めた結果、対前期比326百万円の減額となりました。

「危険債権」は、債務者区分の遷移による増加などにより、対前期比277百万円の増額となりました。

「要管理債権」は、債務者区分の遷移や三月以上延滞債権の発生により、対前期比114百万円の増額となりました。

内、「三月以上延滞債権」は対前期比10百万円の増額となりました。

内、「貸出条件緩和債権」は対前期比104百万円の増額となりました。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」のうち、不動産等の担保や信用保証機関等の保証による回収可能な債権額が3,186百万円、貸倒れに備えて個別に評価して引当てた額(「個別貸倒引当金」という。)が892百万円あり、保全率は95.58%となっております。

自己資本額は、11,397百万円、自己資本比率は14.89%と、国内基準(4%)を大きく上回る高率を保ち、将来の信用リスク発生に備えて万全を期しております。

当金庫は、今後も皆様に安心してお取引をいただけるよう、融資業務は安全性、公共性を重視し、貸出資産の健全性を確保するため厳正な審査と信用リスク管理を徹底し、経営の健全性を維持して行くべく全力で取り組んでおります。

※前年までは「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の2種類を開示しておりましたが、信用金庫法施行規則等の改正に伴う定義変更により、「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」が一本化されたため、令和4年3月期より「信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況」として一体的に開示しております。

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和3年3月期	702	702	112	589	100.00	100.00
	令和4年3月期	376	376	115	260	100.00	100.00
危険債権	令和3年3月期	3,613	3,420	2,790	630	94.67	76.62
	令和4年3月期	3,890	3,702	3,070	632	95.15	77.04
要管理債権	令和3年3月期	132	71	51	19	54.01	24.59
	令和4年3月期	247	103	66	37	41.96	20.53
三月以上 延滞債権	令和3年3月期	—	—	—	—	—	—
	令和4年3月期	10	11	10	1	114.99	—
貸出条件 緩和債権	令和3年3月期	132	71	51	19	54.01	24.59
	令和4年3月期	237	92	56	35	38.80	19.68
小計(A)	令和3年3月期	4,448	4,195	2,955	1,240	94.30	83.03
	令和4年3月期	4,514	4,182	3,252	929	92.64	73.69
正常債権(B)	令和3年3月期	80,334					
	令和4年3月期	84,500					
総与信残高 (A)+(B)	令和3年3月期	84,782					
	令和4年3月期	89,015					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6.「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 7.「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8.「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

信用金庫法等で定められた開示項目索引

信用金庫法で定められた開示項目索引

1. 金庫の概況および組織に関する事項	
① 事業の組織	07
② 理事・監事の氏名および役職名	07
③ 会計監査人の氏名または名称	40
④ 事務所の名称および所在地	22
2. 金庫の主要な事業の内容	07
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	05
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	
① 経常収益	05
② 経常利益または経常損失	05
③ 当期純利益または当期純損失	05
④ 出資総額および出資総口数	05
⑤ 純資産額	05
⑥ 総資産額	05
⑦ 預金積金等残高	05
⑧ 貸出金残高	05
⑨ 有価証券残高	05
⑩ 単体自己資本比率	05
⑪ 出資に対する配当金	05
⑫ 役員数	05
⑬ 職員数	05
⑭ 会員数	05
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益	41
イ. 資金運用収支、役員取引等収支、およびその他の業務収支	41
ウ. 資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回りおよび資金利鞘	41
エ. 受取利息および支払利息の増減	41
オ. 総資産経常利益率	41
カ. 総資産当期純利益率	41
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	42
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金および その他の区分ごとの定期預金の残高	42
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	42
イ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	42
ウ. 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	42
エ. 使途別の貸出金残高	42
オ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	43
カ. 預貸率の期末値および期中平均値	43
④ 有価証券に関する指標	
ア. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	31
イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	43
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	43
エ. 預証率の期末値および期中平均値	43
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	10
(2) 法令遵守の体制	08
(3) 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組み状況	13
(4) 金融ADR制度への対応 (苦情処理措置・紛争解決措置等の概要)	09
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	37~40
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	45
② 危険債権に該当する貸出金	45

③ 三月以上延滞債権に該当する貸出金	45
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	45
(3) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
① 有価証券	44
② 売買目的有価証券	44
③ 金銭の信託	44
④ デリバティブ取引(第102条第1項第5号に掲げる取引)	44
(4) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	43
(5) 貸出金償却の額	43
(6) 会計監査人の監査	40
6. 報酬に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況 に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	36

信用金庫法および金融再生法で定められた開示項目索引

信用金庫法開示債権／金融再生法開示債権	45
---------------------	----

自己資本比率規制による開示項目索引

自己資本の構成に関する開示事項	28
定性的な開示事項	
1. 自己資本調達手段の概要	29
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	29
3. 信用リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー および証券化エクスポージャーを除く)	30
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関	30
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要	33
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する リスク管理の方針および手続の概要	33
6. 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要	33
7. オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	34
8. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および 手続の概要	34
9. 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	35
定量的な開示事項	
1. 自己資本の充実度に関する事項	29
2. 信用リスクに関する事項	
(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高	30
(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	31
(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等	32
(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	32
3. 信用リスク削減手法に関する事項	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	33
4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	33
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	
(1) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の 種類別の内訳	33
(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの 区分ごとの残高および所要自己資本の額等	33
(3) 保有する再証券化エクスポージャーに対する 信用リスク削減手法の適用の有無	33
6. 出資等エクスポージャーに関する事項	
(1) 貸借対照表計上額および時価等	34
(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額	34
(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額	34
(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額	34
7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	34
8. 金利リスクに関する事項	35